

# 石綿事前調査結果報告システム

石綿事前調査結果報告システム

文字サイズ 小 **中** 大



[お知らせ一覧](#)

[ヘルプ](#)

## ログイン

### ● 石綿事前調査結果報告システムとは

石綿事前調査結果報告システムとは、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則、及び大気汚染防止法に基づく石綿含有の有無の事前調査結果の報告手続（申請）をオンラインで行えるシステムです。

- 報告が必要となる工事
  - ・ 建築物の解体工事（80㎡以上）
  - ・ 建築物の改修工事（請負金額100万円以上（税込））
  - ・ 工作物の解体・改修工事（請負金額100万円以上（税込））

※ 請負金額については、請負契約が発生していない場合でも、請負人に施工させた場合の適正な請負代金相当額で判別してください。

登録済みの方

GビジネスIDでログイン

初めての方はこちら

GビジネスIDを作成

### 初めて利用する方へ

石綿事前調査結果報告システムを利用するためには、認証システム（GビジネスID）により事前にアカウントを作成する必要があります。

GビジネスIDをお持ちでない方は「GビジネスIDを作成」から、アカウントの作成をしてください。  
（GビジネスIDでアカウントを取得することにより、複数の行政サービスにアクセスすることが可能になります）

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/>

# 報告が必要な対象

## ■ 報告が必要な工事

- ・ 建築物の解体工事 : 解体部分の床面積が80㎡以上
- ・ 建築物の改修工事 : 請負金額が100万円以上（税込み）
- ・ 工作物の解体工事・改修工事 : 請負金額が100万円以上（税込み）

※特定の工作物のみ：ボイラー、焼却設備、発電設備等

※工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなす。

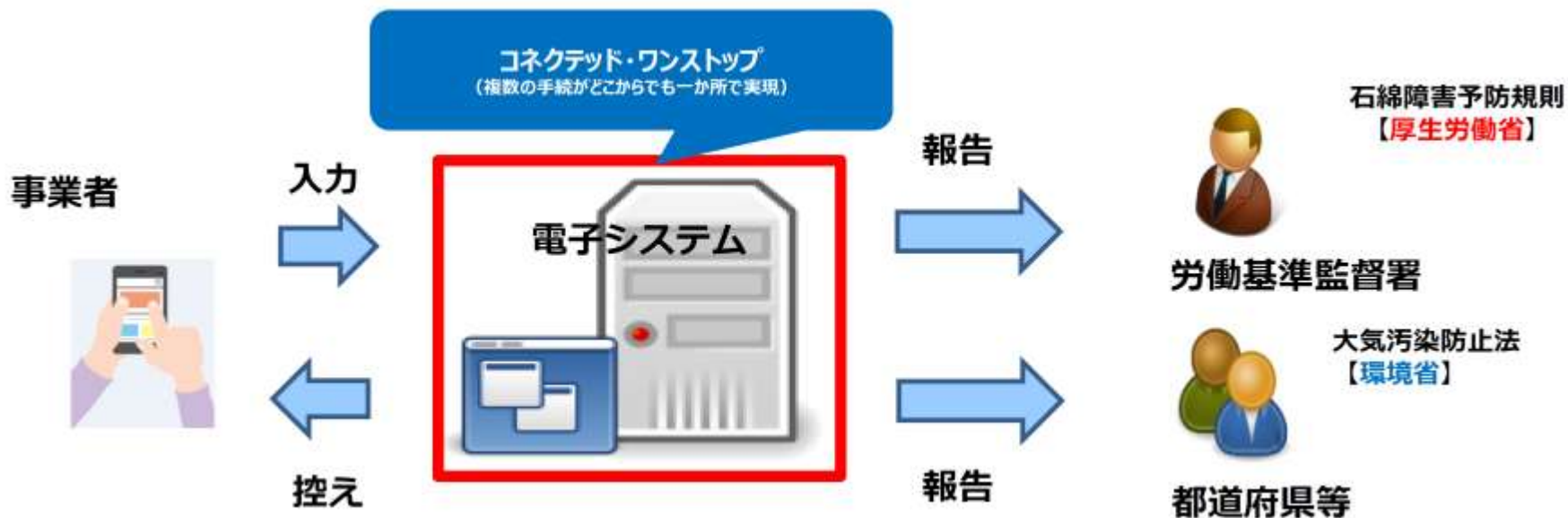
※請負金額については、請負契約が発生していない場合でも、請負人に施工させた場合の適正な請負代金相当額で判別。

※当該工事の元請事業者に対し、下請事業者に係る内容も含めて報告

※報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金。（大防法）

# 電子報告システムを利用する意味

- 2カ所への報告を、1カ所への報告で満たすことができる



※電子システムの使用が困難な場合は、書面によって行うことができる。

# GビズIDの概要

## ● GビズIDの概要

GビズIDとは、1つのアカウントにより複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。

【イメージ図】



社会保険手続きの  
電子申請



石綿事前調査結果報告システム

「GビズID クイックマニュアル」より抜粋し加筆

# GビズIDの区分

GビズIDの区分	GビズID利用手順		電子報告システム における特徴
	ID取得	ログイン	
<b>プライム（管理者）</b> <small>※法人代表者（個人事業主）の名義</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートフォン/携帯電話</li> <li>・印鑑証明書</li> <li>・登録申請書</li> </ul>	ID・パスワード + アプリ認証又はワンタイム パスワードの入力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の工事を一括申請可能</li> <li>・支社単位のグループ作成</li> <li>・グループごとに情報共有可能</li> </ul>
	<b>メンバー</b> <small>（プライムアカウントによる申請）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートフォン/携帯電話</li> <li>・メールアドレス</li> </ul>	
<b>エントリー</b>	メールアドレス	ID・パスワードの入力のみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれの工事を1件ずつ申請</li> </ul>

※各機能の詳細や電子報告申請の流れについては、「石綿事前調査結果報告システム 利用者マニュアル 詳細機能編」  
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/>

## 新規申請

新規申請 > 調査入力



## 事前調査の結果及び 予定する石綿の除去などに係る措置の内容

### 材料種類ごとの石綿含有の有無と措置

解体・改修の対象にそれぞれの材料が含まれる場合に当該材料の欄を記入してください。  
当該材料が使用されていない、又は解体・改修の対象ではない場合、当該材料欄の記入は不要です。  
例：当該材料があり、解体又は改修予定だが、石綿は無い場合⇒石綿含有「無」を選択  
例：当該材料がないor解体・改修の対象ではない場合⇒当該建材の入力は不要

作業対象の材料種類（名称）

吹付け材 ▲

保温材 ▲

煙突断熱材 ▲

屋根瓦断熱材 ▲

# 作業対象の材料種類（名称）の一覧

吹付け材	・・・レベル1
保温材	
煙突断熱材	・・・レベル2
屋根用折版断熱材	
耐火被覆材（吹付け材を除き、けい酸カルシウム板第2種を含む。）	
仕上塗材	
スレート波板	・・・レベル3
スレートボード	
屋根用化粧スレート	
けい酸カルシウム板第1種	
押出成形セメント板	
パルプセメント板	
ビニル床タイル	
窯業系サイディング	
石膏ボード	
ロックウール吸音天井板	
その他の材料	



## 電子報告での入力例（「無」のばあい）

業系サイディング	
石綿含有の有無	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> みなし <input checked="" type="radio"/> 無
含有無しと判断した根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 1: 目視 <input checked="" type="checkbox"/> 2: 設計図書（4を除く。） <input type="checkbox"/> 3: 分析 <input type="checkbox"/> 4: 建築材料等の製造者による証明 <input type="checkbox"/> 5: 建築材料等の製造年月日
切断等の有無 <sup>?</sup>	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
作業時の措置 <sup>?</sup>	<input type="checkbox"/> 負圧隔離 <input type="checkbox"/> 隔離（負圧なし） <input type="checkbox"/> 湿潤化 <input type="checkbox"/> 呼吸用保護具の使用

設計図書のみ／目視のみでの「石綿なし」の判断はできない。  
「無石綿」などの表示からも「石綿なし」の判断はできない。



## 電子報告での入力例（「有」「みなし」の場合）

窯業系サイディング	
石綿含有の有無	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> みなし <input type="radio"/> 無
含有無しと判断した根拠	<input type="checkbox"/> 1:目視 <input type="checkbox"/> 2:設計図書（4を除く。） <input type="checkbox"/> 3:分析 <input type="checkbox"/> 4:建築材料等の製造者による証明 <input type="checkbox"/> 5:建築材料等の製造年月日
切断等の有無 <sup>?</sup>	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無
作業時の措置 <sup>?</sup>	<input type="checkbox"/> 負圧隔離 <input type="checkbox"/> 隔離（負圧なし） <input checked="" type="checkbox"/> 湿潤化 <input checked="" type="checkbox"/> 呼吸用保護具の使用

切断等の有無 <sup>?</sup>  有  無

切断のほか、破碎、穿孔（穴開け）、研磨がある場合には「有」としてください。

作業時の措置 <sup>?</sup>  負圧隔離     隔離（負圧なし）  
 湿潤化     呼吸用保護具の使用

石綿「有」「みなし」の場合は、湿潤化、呼吸用保護具の使用等、法令に基づく各種措置を講じる必要があります。

## リフォーム・解体を行う企業の、事業継続の前提とも言える準備4点

- ・ 2006年9月より前に着工した部分のリフォームがある
- ・ レベル3の除去作業を伴う現場が発生することを前提にして

事業継続の前提となる準備		誰が？
①	(~2023.10) 調査担当者は調査者資格を	元請業者 / 下請業者等
②	施工現場に一人は「石綿作業主任者」を	下請業者等
③	作業員は全員4.5時間の「特別教育」を	下請業者等
④	石綿を含む、産廃の処理体制・ルート構築	元請業者

赤字は今回の改正で追加

## 石綿に関連する資格の整理

区分	内容	対象
<b>石綿 特別教育</b> 石綿取扱い作業従事者特別教育	4. 5時間の講習	石綿を含むの建材の除去等の作業に従事する <b>すべての者</b>
<b>石綿 作業主任者</b> 石綿作業主任者技能講習	10時間の講習 + 修了試験	石綿を含むの建材の除去等の作業において、事業者が <b>1名選任</b>
<b>建築物石綿含有 建材調査者</b>	特定／一般／一戸建て の区分により異なる	石綿を含む可能性がある建築物等の解体・改修などの前に実施する <b>調査を行う者</b> <b>(2023年10月～義務化)</b>

登録された機関による講習受講が必要

# 現場ごとに必要な対応 13点

赤字は今回の改正で追加

★は石綿の有無にかかわらず必要な対応

見積段階	現場ごとに必要な対応		誰が？
着工前	①	★調査、記録を保管	元請業者 / 下請業者等
	②	★調査結果を発注者に説明し、記録を保管	元請業者
	③	★（2022.4～）100万以上改修は電子報告	元請業者
	④	作業計画（作業方法・順序等）を作成	元請業者 / 下請業者等
工事中	⑤	（下請業者がいる場合）作業計画を説明	元請業者
	⑥	★調査結果（有無）を現場に掲示・備え付け	元請業者 / 下請業者等
	⑦	飲食禁止・石綿の作用など4点の掲示	元請業者 / 下請業者等
	⑧	作業者は呼吸用保護具を着用して除去	下請業者等
	⑨	湿潤化して可能な限り原形のまま除去	下請業者等
完了後	⑩	石綿を含む、産業廃棄物の適正な処理・管理	元請業者
	⑪	写真を含めた作業記録作成	下請業者等
	⑫	特定粉じん排出等作業記録作成	元請業者
	⑬	完了報告書作成、発注者へ報告	元請業者